

## 職場における健康診断の種類

健康診断の種類		実施時期
一般健康診断	法定健康診断	1年以内ごとに1回健康診断を行うことが義務づけられています。
	雇入れ時健康診断	雇用する際に、法規により健康診断を行うことが義務づけられています。
	海外派遣労働者のための健康診断	6か月以上、海外に派遣する場合は、派遣前と派遣後に健康診断を行うことが義務づけられています。
	特定業務従事者のための健康診断	該当業務への配置換えの際及び6か月に1回健康診断を行うことが義務づけられています。
	労災保険の二次健康診断	一次健診において①血圧②血中脂質検査③血糖検査④BMIの測定により異常所見が見られると診断された労災保険加入者は負担金なく受診が可能です。
特殊健康診断	有機溶剤健康診断	雇入れ・配置時及びその後6か月以内ごとに1回健康診断を行うことが義務づけられています。
	鉛健康診断	
	高気圧健康診断	
	電離放射線健康診断	
	石綿健康診断	
	特定化学物質健康診断	
行政指導による健康診断	騒音作業健康診断	雇入れ・配置時及びその後6ヶ月以内ごとに1回健康診断を行うことが推奨されています。
	情報機器作業健康診断	配置前、及び1年以内に1回健康診断を行うことが推奨されています。
	腰痛健康診断	配置時及びその後6ヶ月以内ごとに1回健康診断を行うことが推奨されています。

労働安全衛生法に基づく健康診断の概要（厚生労働省 HP）▶



職域におけるがん検診に関するマニュアル（PDF）▶

